

2024. 5. 25 訂正

2026. 2. 20 訂正

一般社団法人 工学院大学校友会業務分掌規則

(目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人工学院大学校友会（以下「校友会」という）が定款に定める事業目的を効率的に運営することを目的として各部、事務局の業務分掌について定める。

(各部の業務)

第2条 各部の所管業務を次の通りとする。

1. 総務部

- (1) 定款及び諸規則に規定された会議の開催に関すること
- (2) 定款及び諸規則の制定、改廃に関すること
- (3) 総会、総会後の懇親会に関すること
- (4) 事業報告書、事業計画書の作成に関すること
- (5) 校友会の中期・長期計画に関する調査研究立案
- (6) その他校友会の企画・立案に関すること
- (7) 他部に属さない事項

2. 財務部

- (1) 予算、決算の作成及び予算の執行に関すること
- (2) 各支部、各同窓会及びその他団体の財務上の運営に関する支援
- (3) 校友会の資金調達に関すること
- (4) 資金の運用に関すること
- (5) 校友会財産の管理に関すること
- (6) 財務健全化の立案と理事会への提言

3. 広報部

- (1) 「機関誌」及び学術図書の刊行に関する事
- (2) 校友会活動の広告に関する事
- (3) 校友会のホームページおよび校友情報ネットに関する事
- (4) 卒業生に関する情報の収集及び動向の把握
- (5) 広報活動の企画立案に関する事

4. 同窓会組織部

- (1) 同窓会の組織化・活性化に関する事
- (2) 校友会における同窓会組織の業務に関する事
- (3) 同窓会報告会等の支援活動に関する事
- (4) 同窓会会長会議の開催に関する事
- (5) 「新春の集い」の開催に関する事
- (6) 学術講演会の開催に関する事
- (7) 監事による監査の支援に関する事
- (8) その他同窓会の運営に関する事

5. 支部組織部

- (1) 支部の設立に関する事
- (2) 支部の活性化に関する事
- (3) 校友会における支部組織の業務に関する事
- (4) 支部報告会等の支援活動に関する事
- (5) 全国支部長会開催に関する事
- (6) 「全国大会」の開催に関する事
- (7) その他支部の運営に関する事

6. 学園連携部

- (1) 学園の発展に寄与する諸施策の検討、立案、実行
- (2) その他団体の組織化・活性化および合同会議の開催に関する事
- (3) 学校法人との連絡調整に関する事
- (4) 大学後援会との連携調整に関する事
- (5) 学園に協力する事業に関する事
- (6) 学生生徒の奨励事業に関する事
- (7) 学校法人に対する寄付に関する事
- (8) その他団体の運営に関する事

(事務局の業務)

第3条 事務局は、常勤またはパートタイム職員から構成され、事務局長の統括のもとに校友会の一般事務業務の一切を担当する。その主たる業務は次の通りとする。

- (1) 庶務に関する事
- (2) 会議等の通知に関する事
- (3) 会議の記録保管に関する事
- (4) 公印の保管に関する事
- (5) 公文書の受付け、発送、配布及び整理保管に関する事
- (6) 経理事務に関する事
- (7) 金銭の出納及び管理に関する事
- (8) 渉外事務に関する事
- (9) 会員名簿の管理に関する事
- (10) 選挙管理委員会の事務処理に関する事
- (11) 校友サポートセンターに関する事
- (12) 各部門に関わる一般事務業務の支援に関する事

第4条 この規則の改廃は理事会の決議により行う。

(付則)

1. この規程は、法人法に基づき一般社団法人設立の登録日から施行する。
2. 平成25年12月13日改訂
3. 平成27年 4月17日改訂
4. 平成29年 4月15日改訂
5. 令和 6年 5月25日改訂
6. 令和 8年 2月20日改訂